

新たな時代の中国会社法と外商投資企業への影響 ～第3回 会社の資本金制度に関する改正点～



弁護士 大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海翰凌法律事務所
律師 孫宇川

PROFILE

今回は前回に続いて、2024年7月1日から施行される改正中国会社法（以下「新会社法」といいます。）における会社の資本制度に関する改正点を説明していきます。

一、制度の変遷と問題の所在

従前の中国の会社法では、厳しい資本金制度が採用され、資本充実の原則が非常に重視されていました。

1993年に施行された最初の会社法では、会社の業種によって登録資本金の最低金額が定められていました。例えば、製造業の会社であれば登録資本金は50万元、小売業の会社であれば登録資本金は最低30万元を下回ってはならないとされていました。なお、当時は、会社設立時、株主は登録資本金を一括で全額を払い込むものとされていました。

その後、特に中国がWTOに加盟した後、民間資本による起業を促進するため、会社法における資本金制度が徐々に緩和されました。まず2005年の改正では、登録資本金の最低金額を一律に3万元に引き下げました。出資期限についても、会社設立時に最低20%の資本金を払い込み、残りの資本金については会社設立後2年以内に払い込めばよいとされました。そして、2013年の改正では、登録資本金の最低金額の要請及び出資期限に関する規定は完全に撤廃され、登録資本金の金額及び出資期限を完全に定款に委ねるようになりました¹。なお、従前は株主が資本金を払い込んだ後、必ず会計士事務所に検査してもらい、資本検査報告書（いわゆる「验资報告」）を作成する必要がありましたが、その後、不要とされました。

資本金制度の緩和によって、民間資本による起業がかなり進んだ一方、いろいろな問題も生じました。ま

ずは資本金払込期限の長期化という問題です。多く見られた典型的な例が、自社の資本力を外部によく見せるために、過大な登録資本金を設定し、とても長い払込期限を設定するというものです。そして、取引先が会社の登録資本金の規模を信じて取引に入ったものの会社が債務を弁済することができない場合、債権者である取引先は株主に対して、出資責任を履行するよう求めることが可能ですが、払込期限がまだ到来していない出資責任を履行させる場合、法的なハードル（以下に詳しく説明します）がかなり高いので、結局債権者の利益を損ねることになります。その他、上記の資本検査が不要となったため、一旦払い込んだ資本金を再度抜き出す、いわゆる「見せ金」の問題も多発するようになりました。結局、有限責任の恩恵と債権者の保護のバランスが崩れたと多くの批判がありました。このような経緯から、資本金制度の見直しが今回の会社法改正の最も重要な課題の一つとなりました。

二、出資期限の復活

資本金制度を強化する措置として、まず2013年の改正で撤廃された出資期限を新会社法で復活しました。

新会社法第47条によれば、有限責任会社の株主は会社設立後5年以内に、資本金を全額払い込まなければなりません。この出資期限は、新会社法の第一回目と第二回目の改正草案にはなかったところ、最後の第三回目の改正案に追加されたことから、相当な議論を経て追加されたことが分かります。

設立済の会社に対する経過措置については、2024年2月6日会社法の登録資本登記管理制度に関する規定の意見募集稿が公表されました。当該意見募集稿によれば、

¹なお、2013年当時、外商投資企業については出資期限に関する

特別規定がありましたが、本稿では割愛いたします。

以下のような措置を定めています。まず設立済の有限責任会社に関して、2024年7月1日より3年間の過度期間を設けています。次に各会社は過度期間において、会社法の出資期限に合致するよう自社の出資期限を調整しなければなりません。そして、2027年7月1日より、残りの出資期限が5年未満の場合は調整する必要がなく、5年を超過する場合は5年以内に調整しなければなりません。すなわち、既存の有限責任会社に関して、2032年6月30日まで資本金を全額払い込まなければなりません。なお、株式会社に関しては、3年の過度期間において（すなわち2027年7月1日まで）、資本金を全額払い込まなければなりません。

三、出資払込期限の前倒し制度

出資払込期限の前倒し制度とは、法定の条件を満たす場合、債権者が、出資期限が未到来の株主に対して、前倒しで出資払込を要求できる制度です。

出資払込期限の前倒しは旧会社法に規定されていないものの、債権者保護のため、従前からあった制度です。もっとも、株主の出資義務に関する期限の利益を保護すべきという考えから、実際に制度を利用するハードルは相当高く、2019年までは、会社の清算または破産手続きの中でなければ、原則として、出資払込期限の前倒しを要求できませんでした。これに対し、2019年から、制度が若干緩和されました。すなわち、清算や破産手続きの中でなくても、①強制執行の手続きにおいて、あらゆる手段を尽くしたにもかかわらず、債務弁済に供することができる財産が見つからない場合、②破産事由が発生したにもかかわらず、破産申立てがされない場合などにおいて、出資払込期限の前倒しを要求できるとされました。但し、若干緩和されたとはいえ、上記の要件を満たすことも容易ではないので、これまで制度の使い勝手がよくないと言われていました。

以上に対し、新会社法では、出資払込期限の前倒しの要件がさらに緩和されました。新会社法第54条によれば、会社は期限が到来した債務を弁済することができなければ、会社または債権者が、出資払込期限が未到来の株主に対して、前倒しで出資することを要求ことができ、更に強制執行手続きまで踏み込んで、または破産事由の存在を証明する必要がなくなりました。

四、出資に関する董事の監督責任及び株主失権制度

株主による出資義務の履行に関する監督責任が董事に課せられる点及び株主失権制度も重要な改正点です。

新会社法第51条によれば、有限責任会社の設立後、董事は株主による出資状況を確認しなければなりません。株主が定款とおり、出資義務を履行していないことを発見すれば、会社が当該株主に対して、督促状を送付し、出資を督促しなければなりません。前記の義務を履行せず、会社に損害をもたらした場合、責任がある董事（例えば、董事会で監督義務履行に反対し、履行決議の否決に賛同した董事）は賠償責任を負わなければなりません。

そして、第52条によれば、株主が定款に基づき、出資義務を履行せず、会社は第51条に基づき、督促状を送付する場合、最低60日の猶予期間を定めることができます。猶予期間が満了しても、株主が出資義務を履行しない場合、会社が書面通知によって、当該株主が出資義務を履行しない出資分に対応する持分の権利を喪失させることができます。失権された部分の持分について、改めて譲渡するか、または減資のうえ抹消しなければなりません。6ヶ月以内に前記のとおり処理しない場合、その他の株主が出資比率に応じて、未履行分の出資金を補填しなければならないとのことです。

出資義務の履行に関する董事の監督責任は今回の改正で導入された新たな制度です。他方、株主失権制度は従前の司法解釈に存在していたものの、初めて会社法の制度として確立されました。

五、持分譲渡と出資責任

株主は出資義務をまだ履行していない出資持分を譲渡するとき、未履行の出資義務をどのように処理するかについて、以前最高人民法院の司法解釈に定めがありましたが、今回の会社法改正によって、正式に会社法に導入されることになりました。

基本原則としては、出資期限が満了したかどうかによって、取扱いが異なります。出資期限が到来する前に、未出資の持分権を譲渡する場合、譲受人は引き続き出資義務を履行しなければなりません。譲受人が期限とおりに履行しない場合、譲渡人は未履行の部分に関して、補充責任を負うとされています。出資期限が満了したにもかかわらず、出資義務を履行せず、かつ

持分権を第三者へ譲渡する場合、不足の部分について、譲渡人と譲受人が連帯責任を負うとされています。ただし、譲受人が前記の事実の存在を知らず、または知るべきではない場合、譲渡人が責任を負います。言い換えれば、譲受人が「譲渡人が期限通りに出資義務を履行してない」ことを知り、または知りうべきであると立証することができれば、連帯責任を求めることができます。

六、最後に

今回の会社法改正において、資本金制度に関する各改正点は最も注目を集めた内容といえます。但し、外商投資企業への影響はそれほど大きくないと考えています。というのも、多くの外商投資企業は会社規模に相応しい登録資本金を設定し、会社設立後は直ちに全額を払い込んで、事業拡大の必要に応じて増資していくような堅実な対応を取っているケースが多いからです。他方、外国企業が少数株主として中国企業又は中

国企業がマジョリティ出資者である会社に出資参加する場合、または既存株主から持分を譲り受けて資本参加する場合、他方当事者の払込未了に伴う責任を負わされるリスクが出てくるため、注意が必要です。

今回は、高級管理職の責任に関する諸制度の改正について、紹介します。

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。